

(1) 申請に必要な書類:

① 「申請・登録用紙」(様式初段-1、様式2段-1、様式3段-1)

『実施細則第8条の2』に基づいて、申請者本人記入欄と団体記入欄に所定の事項をすべて記入し、捺印する。

※記入欄に記載漏れがある申請書は、原則として受理されません。すべての記入欄に記入漏れがないように受験者本人と加盟団体が十分注意して下さい。

- 特に、事前講習会の参加申込みは、この「申請・登録用紙」に記入して申込んでいただきます。ご注意ください。
- 取得済み級位(1級)、段位(初段または2段)の証書番号、取得年度(期)が記入されていない申請書は不受理となります。都道府県連盟において証書番号が調べられない場合は、日本連盟事務局にお問い合わせ下さい。
- 都道府県連盟加盟団体は、この用紙のコピーを保管し、原本を都道府県連盟・技能検定委に提出して下さい。

② 「事前講習会参加申込書」

- 1) 受験者から提出された「申請・登録用紙」(様式 初段-1、2段-1、3段-1)の第1欄「事前講習会申込み欄」に、講習会の参加・不参加のどちらかが記入されているかを、確認して下さい。
- 2) 上記の受講希望者の氏名等を一括して、所定の「事前講習会参加申込書」(団体委 → 地検委 → 中検委)に記入して下さい。事前講習会の受講希望者が一名でもいればこの用紙を提出して下さい。受講者が全くいない場合は、提出不要。

※初段受験に関する特記事項

「今年度(2018年度)前期に1級を取得した人が今期初段を受験する場合」については、1級の「申請・登録報告用紙」(様式 1級-1)で、第1欄、第2欄の所定事項が記入されて、所定の捺印が押されているもののコピーを、上記の「申請・登録用紙」(様式 初段-1)にクリップ等で添付して、提出して下さい(今年度前期1級の登録報告は、8月31日の時点では、まだ日本連盟・太極拳技能検定委に登録されておらず、受験資格があるかどうか確認できないため)。

各団体は当該都道府県連盟・技能検定委が、この書類添付を行うよう請求して下さい。

このコピーの添付が無い申請は1級未取得者となり、申請が受理されませんので特に注意して下さい。

(2) 加盟団体が都道府県連盟・技能検定委に納付する受験料・受講料:

受験料;規定により、

初段受験料=1人6千円、2段受験料=1人8千円、3段受験料=1人1万円

の、受験者人数分の合計金額を、8月15日(水)までに、都道府県連盟・技能検定委に納付する。

事前講習会受講料;事前講習会の受講希望者について、

初段受講料=1人7千円、2段受講料=1人8千円、3段受講料=1人1万円

の、受講者人数分の合計金額を、8月15日(水)までに、都道府県連盟・技能検定委に納付する。

受講者が、午後からの参加であっても、夜だけの参加であっても上記の受講料の金額は変更しない。

註; 初段のみが、受験料の金額(6千円)と講習会受講料の金額(7千円)が異なること、

2段と3段は、受験料の金額と講習会受講料の金額が同額(2段は各8千円、3段は各1万円)であることに注意して、納付合計金額を間違えないようにして下さい。

2) 都道府県連盟・技能検定委から日本連盟・検定委に提出=8月31日(金)期限;

都道府県連盟・技能検定委は、下記の本申請書類を、日本連盟・太極拳技能検定委宛に8月31日(金)までに必着するように提出して下さい。

受験票・受験案内を受験者に事前に送付する作業日程上、上記期限を過ぎての申請は受理されません

ので、特にご注意下さい。

なお、やむをえない理由により受講・受験会場を変更する場合は、**9月30日までに、都道府県連盟・技能検定委員会を通じて申し出て下さい。**上記期限を過ぎてからは不可能となりますので、**ご注意下さい。**

(1) 申請に必要な書類:

- ① 「申請・登録用紙」(様式 初段-1、様式 2段-1、様式 3段-1);
加盟団体から提出された「申請・登録用紙」の**原本**を日本連盟・太極拳技能検定委に提出し、コピーを都道府県連盟・技能検定委が保管する
- ② 「太極拳 初段～3段 申請一括送付状」(様式 初段～3段-1):
- ③ 「事前講習会参加申込書」(団体委→地検委→中検委):
加盟団体から提出された「事前講習会参加申込書」の**原本**を日本連盟・太極拳技能検定委に提出し、コピーを都道府県連盟・技能検定委が保管する。
- ④ 「太極拳初段～3段 事前講習会参加申込書一括送付状」(様式 初段～3段-2);

※上記「初段受験に関する特記事項」に記載の通り、今年度(2018年度)前期に1級を取得した人が今期初段を受験する場合は、1級の「申請・登録報告用紙」(様式 1級-1)を必ず添付してください。
このコピーの添付が無い申請は受理されませんので、特に、注意して下さい。

(2) 都道府県連盟・技能検定委が日本連盟・太極拳技能検定委に納付する受験料・受講料:

受験料＝上記の「太極拳初段～3段 申請一括送付状」(様式 初段～3段-1)に記入された受験料の合計金額を、下記の指定口座に8月31日までに振り込む。

受講料＝上記の「事前講習参加申込書一括送付状」(様式 初段～3段-2)に記入された受講料の合計金額を、下記の指定口座に8月31日までに振り込む。

指定銀行口座:みずほ銀行四谷支店 普通口座 (店番号036)1757800
口座名義:公益社団法人日本武術太極拳連盟検定部

4. 受験票、受験案内等:

10月中旬頃に、都道府県連盟・技能検定委宛に、「**受験票、受験案内等**」が送付されます。都道府県連盟・技能検定委員会は、これらの受験書類を加盟団体宛に送付して下さい。

※「**受験票**」への写真添付について:

受験票への写真添付は、受験者が上記のように受験票を入手してから、本人が受験票の指定箇所に貼付していただきます(団体、都道府県連盟・技能検定委、日本連盟・太極拳技能検定委の事務作業を軽減するため)。

したがって、申請時には写真添付は不要です。検定試験(事前講習会)までに、写真1葉(ヨコ2.5cm×タテ3cm、白黒またはカラー)を用意しておいて下さい。なお、受験者が試験当日、会場で「**受験票**」を提示する際に、写真が添付されていないものは無効で受理されず、試験を受けることができませんので、特に注意して下さい。

5. 検定科目と試験の実施方法:

1) 初段 検定試験;

初段検定受験者は、次の科目の試験を受ける。

◎「24式太極拳」(全套路):受験者6名を1組として、同時に演武する。

※ 従来行っていた筆記試験は、2018年度より廃止する。

2) 2段 検定試験;

2段検定受験者は、次の科目の試験を受ける。

◎「24式太極拳」(全套路):受験者6名を1組として、同時に演武する。

3) 3段 検定試験;

3段検定受験者は、次の科目の試験を受ける。

◎「24式太極拳」(前半套路;起勢～高探馬):受験者6名を1組として、同時に演武する。

6. 検定試験の合否結果の通知:

- 10月、11月に実施される初・2段検定と3段検定の合否結果は、一括して12月上旬に都道府県・技能検定委員会宛てに通知します。
- 12月17日までに実施される初・2段検定と3段検定の合否結果は、一括して12月下旬に都道府県・技能検定委員会宛てに通知します。
- 12月20日以降に実施される初・2段検定と3段検定の合否結果は、一括して1月上旬に都道府県・技能検定委員会宛てに通知します。
- 上記とは別に、日本連盟機関誌『武術太極拳』の12月号、1月号で、各段位の合格者を発表します。

7. 初段検定・2段検定の「審査員」:

1)「地方委嘱審査員」のみで実施;

- 初段検定・2段検定の審査員は、すべて地方委嘱審査員で構成する。審査員の人数は、一会場あたりの受験者人数によって下記の通り定める。

受験者数	審査員数
～17人まで	2人
18～29人	3人
30～89人	5人
90～119人	3人×2組(6人)
120～149人	4人×2組(8人)
150人以上	5人×2組(10人)

- 地方委嘱審査員は、初段検定・2段検定を実施する会場所在地のブロックによる会議で協議して、各ブロックが日本連盟に推薦し、日本連盟が決定して委嘱する。
- 各ブロックは、下記に基づいて地方委嘱審査員を推薦する際に、1名の「主任審査員」を指名する。

2)「地方委嘱審査員」の職責;

- 地方委嘱審査委員は、審査員として検定試験を遂行し、判定業務を担当するとともに、事前講習会に「地方委嘱講師」として参加し、講習業務を担当する。

3)「主任審査員」の職責;

- 「主任審査員」は、地方委嘱審査員の業務を統括し、事前講習会と検定試験を実施し、厳格・公正な審査業務を実施することに責任を負う。審査業務および判定作業に不正常的な事態が生じた場合、すみやかに日本連盟・太極拳技能検定委員会に報告し、解決を求める義務を負う。

4)「地方委嘱審査員」の旅費・滞在費・謝金;

- 日本連盟の旅費規定に基づき、実施会場まで往復交通費を地方委嘱審査員に支給する。
- 実施期間中の食費は日本連盟が負担する。実施都道府県外に在住する地方委嘱審査員には、宿泊費を日本連盟が負担する。また、規定の謝金を支払う。

5)「地方委嘱審査員」の推薦手続;

- 日本連盟・太極拳技能検定委員会は、9月10日頃に該当ブロックの連絡代表者宛に書面で「地方委嘱審査員」の推薦依頼を行う。該当ブロックの連絡代表者は、あらかじめブロック会議等で協議し、定めておいた推薦審査員の氏名を、所定の「推薦用紙」に記入して、9月21日(金)までに日本連盟・太極拳技能検定委員会に提出する。

- 日本連盟・太極拳技能検定委員会は、各ブロックの推薦に基づき、10月10日頃に、「地方委嘱審査員」にたいする委嘱状を発送する。

以上